

有効期間満了日 平成36年3月31日

熊生企第961号

平成30年10月19日

通学路等における子供の安全確保のための地域住民等に対する効果的な不審者情報等の提供について（通達）

通学路等における子供の安全確保については、「通学路等における子供の犯罪被害防止対策の推進について（通達）」（平成30年8月1日付け熊生企第701号）に基づき推進しているところであるが、地域住民等に対する不審者情報等（子供の犯罪被害や不審者に関する情報をいう。以下同じ。）の提供に関し、別添のとおり警察庁から「通学路等における子供の安全確保のための地域住民等に対する効果的な不審者情報等の提供について（通達）」（平成30年8月1日付け警察庁丁生企発第528号）が示された。

各警察署にあっては、同通達の趣旨を理解の上、ゆっぴー安心メールの活用を始めとした効果的な不審者情報等の提供に配慮されたい。

※ 警察庁通達「通学路等における子供の安全確保のための地域住民等に対する効果的な不審者情報等の提供について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。